

平成20年度第2回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議
委員意見概要

(1) 基本計画素案「基本目標 暴力の根絶を目指す社会づくり」について

(塩崎会長)

意識啓発の推進について、まだ不十分だということで、今後の取組みのうち、「県民に対する広報活動の充実」、「市町に対する広報活動の働きかけ」という項目について見直しを行っているが、どのように積極的に推進していくのか。

(宮崎副会長)

学校や子ども、団体等への啓発は、比較的实施しやすいのではないかと。

また、職場での啓発については、DVのみに特化するよりも、様々なハラスメント等の啓発と併せて実施していくほうが効果的であろう。

(客野委員)

「市町に対する広報活動の働きかけ」の中に、「パンフレットの回覧等、住民に身近な場所で地域に密着した形の啓発について働きかける」とあるが、地域での学習会や公民館活動はこの中に含まれるのか。もう少し具体的なイメージがわかるような記載にしたらいのではないかと。

また、「若い世代における交際相手からの暴力の防止」という新たな重点目標を掲げたことは、当県の取組みとして評価できる。

(松尾委員)

若い人こそ啓発が必要であり、効果が期待できると思うので、今後、高校生を対象とした講座の開催についても、ぜひ実現してほしい。

(塩崎会長)

若い世代を対象とした啓発資料は作成しているのか。

他県等の既存の啓発資料を参考にし、学生自ら作成してもらおうという方法を取れば、あまり予算をかけず、自ら考える参画型の研修になるのではないかと。

(宮崎副会長)

松山南高等学校砥部分校デザイン科に、啓発資料のデザインについて協力依頼してみる方法もあるのではないかと。

(前田委員)

人権擁護委員が、松山南高等学校砥部分校の全校生徒を対象に、デートDVに関する講話を行う予定がある。今後、啓発資料を作成する際には、デザインを学生に依頼することなども検討していきたい。

また、人権擁護委員は委嘱期間が3年であるが、幅の広い仕事である。「人権擁護委員、民生児童委員等への啓発」という取組みにも記載してあるように、研修への参加呼びかけや、啓発資料を提供していただくと活用できるので、ぜひお願いしたい。

(牧委員)

民生児童委員も委嘱期間が3年であり、最近では更新しない人も少なくないので、研修への参加呼びかけや啓発資料の提供により、DVに関する知識を身につけてもらいたいと思う。

(2) 基本計画素案「基本目標 保護体制の整備」について

(市川委員)

「市町の相談体制整備への働きかけ」については、支援センターの設置の検討に先行して、まず相談窓口を整備し、相談体制を整えることが重要だと思う。

(客野委員)

相談窓口を明示することは、大切なことである。

(塩崎会長)

「市町の相談体制整備への働きかけ」については、市町の庁内の組織での連携についても触れ、支援センターの速やかな設置が困難な場合の市町での体制整備について、より具体的な表

現に変更してはどうか。

(3) 基本計画素案「基本目標 被害者の自立支援」について

特に意見なし

(4) 基本計画素案「基本目標 関係機関等の連携」について

(塩崎会長)

「民間支援団体への支援」の中で、県主催の研修への参加を呼びかけるとあるが、民間の方が優れた知識や経験を有する場合もあると思うので、それらを県が利用させてもらう場合等も含めた双方向的な表現にしてはどうか。

(紅谷委員)

被害者支援においては、安定期にある被害者に、経験を通した話をしてもらうことが効果的ではないかと思っている。民間支援団体として、研修のよりよいあり方について、連携を図っていきたい。

(5) その他

(谷委員)

これまで実施してきた施策を更に充実させること、特に、相談窓口を増やすことと一時保護の充実が重要であろう。

(客野委員)

国の基本方針の見直しに即した県計画案となっており、今後の県の取組みの方向付けができたのではないかと思う。

(松尾委員)

加害者への支援や加害者更生に関する取組みがないことについて、少し物足りなさを感じる部分もある。